

第一五回

参第二号

織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律（案）

第一条 政府は、旧織物消費税法（明治四十三年法律第七号）の規定により消費税を納付した織物若しくは納付すべきであつた織物又はこれらをもつて製造した物品（以下「織物等」という。）を昭和二十五年一月一日午前零時において所持していた織物等の製造者若しくは販売者又は命令で定めるこれらに準ずる者（これらの者が死亡し、又は解散したものである場合においては、相続人又は清算中の法人、合併後存続する法人その他命令で定めるもの）に対し、当該織物等に係る消費税に相当する金額を限度とする金額を総額十億円の範囲内で、昭和二十八年度中に交付する。

第二条 前条の規定により交付する金額は、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、通商産業大臣が定める。

第三条 前二条の規定により交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、この法律施行後三箇月以内に通商産業大臣に申請しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

織物消費税の廃止に際して織物等の製造者又は販売者が被つた損失を補てんする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。